

# 加古川市シティプロモーションサポート企業登録制度実施要綱

令和4年5月30日（市長決定）

（趣旨）

第1条 この要綱は、加古川市（以下「市」という。）や地域の様々な魅力を発信し、市のプロモーションを応援する活動（以下「サポート活動」という。）を行う企業をシティプロモーションサポート企業（以下「サポート企業」という。）として登録する制度に関し、必要な事項を定めるものとする。

（サポート企業の登録）

第2条 サポート企業として登録を希望する企業は、サポート活動の内容を記載した登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により登録申請書の提出があった企業に対して、登録の可否について決定し、登録・不登録決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。ただし、サポート活動が次の各号のいずれかに該当する場合は、サポート企業として登録することができない。

（1）法令等に違反する又はそのおそれのある活動

（2）公序良俗に反する又はそのおそれのある活動

（3）特定の政党の利害に関する活動又は公私の選挙に関し特定の候補者を支持する活動

（4）特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援する活動

（5）市がサポート企業やサポート企業の商品を推薦しているような誤解を与える活動

（6）その他サポート活動として適当でないと市長が認める活動

3 市長は、前項の規定により登録したサポート企業の名称及びサポート活動の内容を市ホームページで公表するものとする。

(サポート活動の基準)

第3条 サポート活動は次に掲げる活動を基準とし、サポート企業はそれぞれ工夫してサポート活動を行うものとする。

- (1) 社員や顧客向けに市のPR情報を配信する活動
- (2) 社用車等への市のPR情報の掲示
- (3) 商品パッケージ、チラシ、名刺等への市のPR情報の掲載
- (4) 市のPR冊子の作成、配布
- (5) 市をPRするためのタイアップ商品等の開発

(サポート活動の変更及び修正)

第4条 サポート企業は、登録したサポート活動の内容を変更する場合は、書面により市長に申し出るものとする。

2 市長は、サポート活動が本要綱に違反している、又はそのおそれがあると認めるときは、サポート企業に対してサポート活動の修正を求めることができる。

(登録の取り消し)

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合には、サポート企業の登録を取り消すことができる。

- (1) 1年以上サポート活動の実績がないとき。
- (2) 前条第2項の規定によるサポート活動の修正をサポート企業が行わないとき。
- (3) サポート活動が本要綱に違反している、又はそのおそれがあり、前条第2項の規定による修正を行うことによっても解消できないとき。
- (4) その他サポート活動が適切でないと市長が認めるとき。

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、サポート企業に対し、登録取消通知書(様式第3号)により通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により登録を取り消したことによるサポート企業に対する賠償の責めを負わない。

(登録の辞退)

第6条 サポート企業は、自己の都合により、登録を辞退することができる。

2 前項の規定により辞退するときは、サポート企業は、書面により市長に申し出なければならない。

(サポート企業の責務)

第7条 サポート企業は、サポート活動に関する一切の責任を負うものとする。

2 サポート活動に関して第三者から損害を被ったという請求がなされた場合は、サポート企業の責任及び負担において解決することとする。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、企画部長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。